

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市人事委員会  
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第13号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1一般職（学校事務職を除く。）の項中「課長補佐」を削る。

別表第3 昇任選考基準の項を次のように改める。

昇任選考基準

昇任選考基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職及び任命しようとする階級に応じ、次の表に掲げる資格基準に該当すること
- (2) 任命しようとする職員の人事評価制度における評価結果が、別に定める評価を満たしていること
- (3) 任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職及び任命しようとする階級に係る標準職務遂行能力並びに当該任命しようとする職及び階級についての適性を有していると認められること

別表第3 1一般職（消防職及び学校事務職を除く。）の基準の表中

「

課長補佐	別に定める。
課長	
部長	
局長	

を

「

課長	別に定める。
部長	
局長	

に改める。

」

別表第3 2消防職の基準の表中

「

消防司令（課長補佐）	消防司令（係長）に在職1年以上
消防司令長（課長）	消防司令（係長）及び消防司令（課長補佐）に在職3年以上

を

」

「

消防司令長（課長）	消防司令（係長）に在職3年以上
-----------	-----------------

に改める。

」

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の京都市職員任用規則別表第3 2 消防職の基準に掲げる消防司令（課長補佐）の職に在職していた者の当該在職期間については、この規則による改正後の京都市職員任用規則別表第3 2 消防職の基準に掲げる消防司令（係長）の職としての在職期間に含むものとする。

（人事委員会事務局）